

死亡災害が多発しています!!

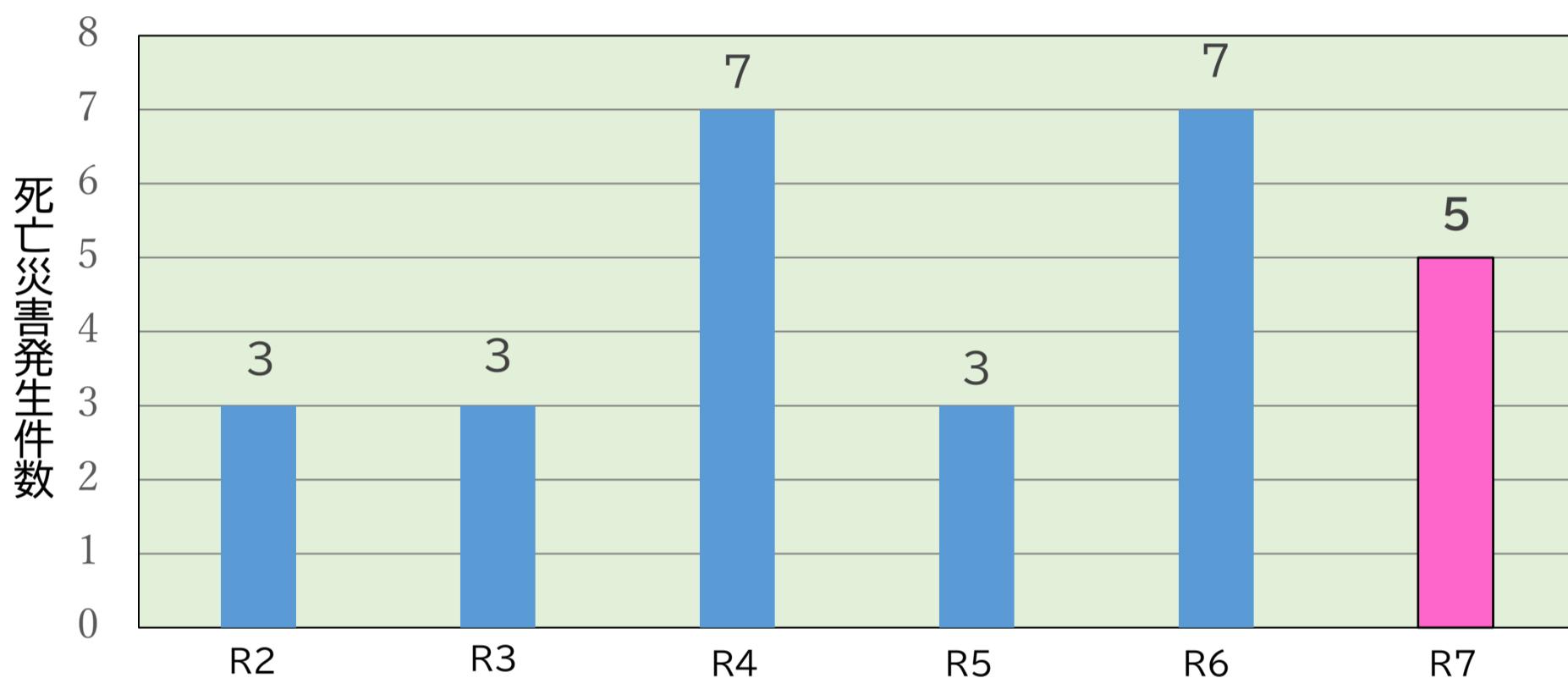
大阪労働局 堺労働基準監督署

1 趣 旨

堺労働基準監督署管内の死亡災害発生件数は、令和7年の1月から4月までの4ヶ月は0件を維持していたが、5月に2件発生して以降、6月、7月、8月と1件ずつ立て続けに発生しており、**9月末日(速報値)現在、5件**となっている。このままの傾向が続けば過去5年間で死亡災害が最も多かった令和4年、令和6年(7件)を上回りかねないことも予想され、極めて憂慮すべき状況である。(表1参照)

表1 死亡災害発生件数の推移

(堺署管内の R2~R6 年 1月1日から 12月 31日まで件数 R7 のみ 9月末現在まで)



また、堺労働基準監督署では令和5年4月より「**堺署 第14次労働災害防止推進計画**」を進めているところであり、その中で死亡災害について、令和4年と比較して5%の減少をうたっているところであるが、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要がある。

労働災害発生の防止のため最大限の努力を傾注すべきことは、労働者を使用する事業者の最も重要な責務である。

このため、これ以上死亡労働災害により堺市内で働く方々の尊い生命が失われることのないよう、緊急労働災害防止対策を実施することにより、堺労働基準監督署及び関係事業者が一丸となって、労働災害防止の取組に万全を期すものとする。

2 緊急労働災害防止対策実施期間

令和7年 10月1日から 12月末日まで

3 事業場における取組事項

(1) すべての事業場における取組

- ア 経営トップが安全について所信を表明し、労働者への周知を行うこと。
- イ 事業場内の安全管理体制と活動状況を見直し、安全活動の活性化を図ること。
- ウ 一人作業において重篤な災害が発生していることから、一人作業における作業手順の確認及び**危険予知(KY)**活動を行うこと。
- エ 墜落・転落災害が発生していることから、墜落・転落災害防止対策の徹底を図ること。
- オ **高年齢労働者**による災害が多数発生していることから、高年齢労働者の身体的機能の低下を考慮した配置を行うこと。
- カ 重篤な交通労働災害が発生していることから、安全運転の励行及び交通ルールの遵守を徹底すること。

(2) 主な業種ごとの取組

建設業

- ・三大災害(墜落・土砂崩壊・重機)防止対策の徹底
- ・工事現場の安全管理体制・安全点検体制の確立・整備
- ・「命綱 GO 活動」の徹底
- ・転倒災害防止に向けた職場の4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)の推進

陸上貨物運送業

- ・交通労働災害防止対策の徹底
- ・荷役作業(荷台からの墜落・転落)における労働災害防止対策の徹底
- ・適正な労働時間等の管理及び運行管理の徹底
- ・フォークリフト使用時の接触防止措置及び用途外使用禁止

製造業

- ・安全な機械の採用及び使用の徹底
- ・機械の隔離や停止といった挟まれ・巻き込まれ災害の防止
- ・雇入れ時等の安全教育の徹底
- ・安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- ・リスクアセスメントによる危険の可視化

第3次産業

- ・転倒や転落災害の防止を徹底するため、危険箇所の特定、改善の実施
- ・重量物取扱い作業・介護作業時の腰痛予防対策の徹底
- ・職場の4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)・危険予知活動の推進
- ・未熟練労働者への安全衛生教育の徹底